

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発行者	根拠条項	備 考	譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発行者	根拠条項	備 考
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記 ～ <u>に掲げる譲渡又は</u> <u>都市再開発法によ</u> <u>る市街地再開発事</u> <u>業の施行者である</u> <u>同法第50条の2第</u> <u>3項に規定する再</u> <u>開発会社に対する</u> <u>当該再開発会社の</u> <u>株主又は社員であ</u> <u>る個人の有する土</u> <u>地等の譲渡に該当</u> <u>するものを除く。)</u>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記 ～ <u>に掲げる譲渡に該</u> <u>当するものを除く。)</u>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記 ～ <u>に掲げる譲渡又は</u> <u>都市再開発法によ</u> <u>る市街地再開発事</u> <u>業の施行者である</u> <u>同法第50条の2第</u>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記 ～ <u>に掲げる譲渡に該</u> <u>当するものを除く。)</u>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

改 正 後					改 正 前				
譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
3 項に規定する再 開発会社に対する 当該再開発会社の 株主又は社員であ る個人の有する土 地等の譲渡に該当 するものを除く。)									
マンションの建 替えの円滑化等に 関する法律（以下 「マンション建替法」 という。）(平成14年 法律第78号)第15条 第 1 項若しくは第 64条第 1 項の請求 又は同法第56条第 1 項の申出に基づ く同法第 2 条第 4 号に規定するマン ション建替事業の 同条第 5 号に規定 する施行者に対す る土地等の譲渡で、 当該譲渡に係る土 地等が当該事業の 用に供されるもの	当該土地等 をマンション の建替法第15 条第 1 項若し くは第64条第 1 項の請求又 は同法第56条 第 1 項の申出 に基づき当該 土地等を当該 事業の用に供 するために買 い取った旨を 証する書類	土地等 の買取 りをす るマン ション 建替事 業の施 行者	措置法31 条の 2 2 項 5 号 措置法規 則13条の 3 1 項 5 号		(新 設)				

— (上記、下記 、(802)又は ~ に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。)	(イ) (ロ)		措置法31 条の2 2項6号 措置法令 20条の2 4項・ 5項・6 項 措置法規 則13条の 3 1項 6号・3 項	1 2	
— (上記、 下記、(802)又は ~ に掲げる譲 渡に該当するもの を除く。)	(イ) (ロ)		措置法31 条の2 2項7号 措置法令 20条の2 7項 措置法規 則13条の 3 1項 7号・4 項		
— (. . . . 一団の宅地の 造成が土地区画整 理事業として行わ れる場合には、下 記(802)を参照のこ	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)		措置法31 条の2 2項8号 措置法令 20条の2 8項 措置法規	1 2 3 4	
— (. . . . 一団の宅地の 造成が土地区画整 理事業として行わ れる場合には、下 記(702)を参照のこ	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)		措置法31 条の2 2項5号 措置法令 20条の2 3項・ 4項・5 項 措置法規 則13条の 3 1項 5号・3 項	1 2	
— (上記、 (702)又は ~ に掲げる譲 渡に該当するもの を除く。)	(イ) (ロ)		措置法31 条の2 2項6号 措置法令 20条の2 6項 措置法規 則13条の 3 1項 6号・4 項		
— (. . . . 一団の宅地の 造成が土地区画整 理事業として行わ れる場合には、下 記(702)を参照のこ	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)		措置法31 条の2 2項7号 措置法令 20条の2 7項 措置法規	1 2 3 4	

改 正 後					改 正 前				
譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
と。)			則13条の 3 1 項 8 号・5 項	・ ・ ・ ・ ・	と。)			則13条の 3 1 項 7 号・5 項	・ ・ ・ ・ ・
802 上記__の一団 の宅地の造成が土 地区画整理法第4 条第1項又は・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2 項 8 号 措置法令 20条の2 8 項 措置法規 則13条の 3 1 項 8 号		702 上記__の一団 の宅地の造成が土 地区画整理法第4 条第1項又は・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2 項 7 号 措置法令 20条の2 7 項 措置法規 則13条の 3 1 項 7 号	
__ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記、 又は__に掲げる譲 渡に該当するもの を除く。)	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・ (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・ (ト) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2 項 9 号 措置法令 20条の2 9 項 措置法規 則13条の 3 1 項 9号・2項	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	__ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記、 又は__に掲げる譲 渡に該当するもの を除く。)	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・ (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・ (ト) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の2 2 項 8 号 措置法令 20条の2 8 項 措置法規 則13条の 3 1 項 8号・2項	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
__ ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・	措置法31	・ ・ ・ ・ ・	__ ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・	措置法31	・ ・ ・ ・ ・

・ ・ （ 上記__に掲げる譲渡に該当するものを除く。） (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条の 2 2 項10号 措置法令 20条の 2 10項 措置法規 則13条の 3 1 項 10号	・ ・ ・ ・ ・	
— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 上記<u>802</u>に掲げる譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、下記<u>102</u>を参照のこと。） (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項11号 措置法令 20条の 2 11項 ・ 12項 措置法規 則13条の 3 1 項 11号 ・ 2 項	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 上記 の 4 と同様である。 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
<u>102</u> 上記__の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) 上記__の (イ)の書類 (ロ) 上記__の (ロ)の書類 (ハ) 上記__の (ハ)の内容に加えて、当該一団の宅	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項11号 措置法令 20条の 2 11項 ・ 12項 措置法規		
・ ・ （ 上記__に掲げる譲渡に該当するものを除く。） (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条の 2 2 項 9 号 措置法令 20条の 2 9 項 措置法規 則13条の 3 1 項 9 号	・ ・ ・ ・ ・	
— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ （ 上記<u>702</u>に掲げる譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合には、下記<u>1002</u>を参照のこと。） (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項10号 措置法令 20条の 2 10項 ・ 11項 措置法規 則13条の 3 1 項 10号 ・ 2 項	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 上記 の 4 と同様である。 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
<u>1002</u> 上記__の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) 上記__の (イ)の書類 (ロ) 上記__の (ロ)の書類 (ハ) 上記__の (ハ)の内容に加えて、当該一団の宅	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項10号 措置法令 20条の 2 10項 ・ 11項 措置法規		

改 正 後					改 正 前				
譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲 渡 の 区 分	添 付 す べ き 証 明 書 類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	地 が ・ ・ ・ (二) ・ ・ ・ ・	・ ・ ・	則13条の 3 1 項 11号			地 が ・ ・ ・ (二) ・ ・ ・ ・	・ ・ ・	則13条の 3 1 項 10号	
— ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記__、__、 <u>802</u>)、 __~ <u>1102</u> に掲げる 譲渡に該当するもの を除く。) (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項12号 措置法令 20条の 2 13項・ 14項 措置法規 則13条の 3 1 項 12号・ 2 項・ 6 項	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 上記__の 4 と同様である。 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	— ・ ・ ・ ・ ・ ・ (上記__、 <u>702</u>)、 __~ <u>1002</u> に掲げる 譲渡に該当するもの を除く。) (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項11号 措置法令 20条の 2 12項・ 13項 措置法規 則13条の 3 1 項 11号・ 2 項・ 6 項	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 上記__の 4 と同様である。 3 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 又は中高層の 耐火共同住宅の用 に供されるもの(上 記__、__、 <u>802</u>)、 __~__に掲げる譲 渡に該当するもの を除く。) (イ) ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項13号 措置法令 20条の 2 15項 措置法規 則13条の 3 1 項 13号	「個人」又は「法 人」は、上記__ の 1 又は 2 と同様である。	— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 又は中高層の 耐火共同住宅の用 に供されるもの(上 記__、 <u>702</u>)、__~ __に掲げる譲渡に 該当するものを除 く。) (イ) ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法31 条の 2 2 項12号 措置法令 20条の 2 14項 措置法規 則13条の 3 1 項 12号	「個人」又は「法 人」は、上記__ の 1 又は 2 と同様である。

(D)				
A。				
B 上記__の(D)の B～Eの要件を 満たすものであ ること。				
(H)				

(D)				
A。				
B 上記__の(D)の B～Eの要件を 満たすものであ ること。				
(H)				

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
. ・表の1の __、__、__又 は__に掲げる 譲渡に該当す ることとなる ことが確実と 認められるも の	(イ) A B (ロ) A B表の1の __、__若しくは__の造成 又は__の建設に該当する こととなると見込まれる こと。 (ハ) (ニ) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の1の__、 __若しくは__の一団の宅地 又は__の一団の住宅若しく は.	. .	. .
特例期間内に 表の1の <u>802</u>	(イ) A		

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
. ・表の1の __、__、__又 は__に掲げる 譲渡に該当す ることとなる ことが確実と 認められるも の	(イ) A B (ロ) A B表の1の __、__若しくは__の造成 又は__の建設に該当する こととなると見込まれる こと。 (ハ) (ニ) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の1の__、 __若しくは__の一団の宅地 又は__の一団の住宅若しく は.	. .	. .
特例期間内に 表の1の <u>702</u>	(イ) A		

改 正 後				改 正 前			
区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考	区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
又は <u>1102</u> 、掲 げる譲渡に該 当することと なることが確 実と認められ るもの	B (II) A B 一団の宅地の造成が表 の 1 の <u>802</u> 又は <u>1102</u> の造 成に該当することとなる と見込まれること。 (II) (二) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の 1 の <u>802</u> 又は <u>1102</u> の一団の宅地の用 に供することを約する書類	. .		又は <u>1002</u> 、掲 げる譲渡に該 当することと なることが確 実と認められ るもの	B (II) A B 一団の宅地の造成が表 の 1 の <u>702</u> 又は <u>1002</u> の造 成に該当することとなる と見込まれること。 (II) (二) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の 1 の <u>702</u> 又は <u>1002</u> の一団の宅地の用 に供することを約する書類	. .	
特例期間内 に表の 1 の __ に掲げる譲渡 に該当する・	(I) (II) (II) (二) 当該買い取った土地等を 特定期間内に、表の 1 の __ の一団の宅地の用に供する ことを約する書類			特例期間内 に表の 1 の __ に掲げる譲渡 に該当する・	(I) (II) (II) (二) 当該買い取った土地等を 特定期間内に、表の 1 の __ の一団の宅地の用に供する ことを約する書類		
特例期間内 に表の 1 の __ に掲げる譲渡 に該当する・	(I) (II) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の 1 の __ の住宅又は (II)			特例期間内 に表の 1 の __ に掲げる譲渡 に該当する・	(I) (II) 当該買い取った土地等を 特例期間内に、表の 1 の __ の住宅又は (II)		

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続
表の1の譲渡	表の1の —の造成に関する事業のうち、 ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ (イ) ・・・ (ロ) ・・・
	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
	表の1の —の造成に関する事業で、・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
8の2の譲渡	表の1の ⑧②の造成に関する事業のうち、 ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ (イ) ・・・ (ロ) ・・・
	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
	表の1の ⑧②の造成に関する事業で、・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
表	表の1の	・・・	・・・	・・・

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続
表の1の譲渡	表の1の —の造成に関する事業のうち、 ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ (イ) ・・・ (ロ) ・・・
	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
	表の1の —の造成に関する事業で、・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
7の2の譲渡	表の1の ⑦②の造成に関する事業のうち、 ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ (イ) ・・・ (ロ) ・・・
	・・・ ・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
	表の1の ⑦②の造成に関する事業で、・・・	・・・ ・・・	・・・ ・・・	
表	表の1の	・・・	・・・	・・・

改 正 後					改 正 前				
区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手續	区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手續
の 1 の — の 譲 渡 ・ ・ ・	__の造成に 関する事業	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ (I) ・ ・ ・ ・ ・ (II) ・ ・ ・ ・ ・	の 1 の — の 譲 渡 ・ ・ ・	__の造成に 関する事業	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ (I) ・ ・ ・ ・ ・ (II) ・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	表の1の __の造成に 関する事業 で、・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			表の1の __の造成に 関する事業 で、・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
表の 1 の — の 譲 渡 ・ ・ ・	表の1の __の造成に 関する事業 のうち、・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (I) ・ ・ ・ ・ ・ (II) ・ ・ ・ ・ ・	表の 1 の — の 譲 渡 ・ ・ ・	表の1の __の造成に 関する事業 のうち、・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (I) ・ ・ ・ ・ ・ (II) ・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	表の1の __の造成に 関する事業 で、・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			表の1の __の造成に 関する事業 で、・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
表 の 1	表の1の __の造成に 関する事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (I) ・ ・ ・ ・ ・	表 の 1	表の1の __の造成に 関する事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (I) ・ ・ ・ ・ ・

の — の ・ ・				(四) ・ ・ ・ ・ ・	の — の ・ ・				(四) ・ ・ ・ ・ ・
表 の 1 の 11 の 2 — の 譲 渡 ・ ・	表の1の ⑪⑩2の造成 に関する事 業のうち、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (一) ・ ・ ・ ・ ・ (四) ・ ・ ・ ・ ・	表 の 1 の 10 の 2 — の 譲 渡 ・ ・	表の1の ⑩⑩2の造成 に関する事 業のうち、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (一) ・ ・ ・ ・ ・ (四) ・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	表の1の ⑪⑩2の造成 に関する事 業で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			表の1の ⑩⑩2の造成 に関する事 業で、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
表 の 1 の — の 譲 渡 ・ ・ ・ ・	表の1の —の建設に 関する事業 のうち、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (一) ・ ・ ・ ・ ・ (四) ・ ・ ・ ・ ・	表 の 1 の — の 譲 渡 ・ ・ ・ ・	表の1の —の建設に 関する事業 のうち、 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (一) ・ ・ ・ ・ ・ (四) ・ ・ ・ ・ ・
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	表の1の —の建設に 関する事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			表の1の —の建設に 関する事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

改 正 後					改 正 前						
区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手續	区 分		特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手續		
	で、・・・					で、・・・					
表の1の譲渡・	表の1の__の建設に関する事業	・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ (イ) ・・・・・・ (ロ) ・・・・・・	表の1の譲渡・	表の1の__の建設に関する事業	・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・	・・・・・・ ・・・・・・ (イ) ・・・・・・ (ロ) ・・・・・・		
別表2 収用証明書の区分一覧表					別表2 収用証明書の区分一覧表						
区 分		内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分		内 容	発行者	根拠条項	備 考
土地収用法の規定に基づいて収用された場合(1)		・・・・・・	・・・・	・・・・	1 都市再開発法による第二種市街地再開発事業(その施	土地収用法の規定に基づいて収用された場合(1)		・・・・・・	・・・・	・・・・	1 ・・・・ ・・・・。 2 ・・・・ ・・・・。

				<u>行者が同法第50条の2に規定する再開発会社であるものに限る。）の施行に伴い、同法第50条の2第3項に規定する再開発会社の株主若しくは社員である者が有する資産又は当該資産に関して有する所有権以外の権利が収用され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対価を取得する場合を除く。</u>						
土地収用法に規定された収用委員会の勧告に基づく和解により買い取られた場合(1)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・		土地収用法に規定された収用委員会の勧告に基づく和解により買い取られた場合(1)	・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・		

改 正 後						改 正 前					
区 分		内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分		内 容	発行者	根拠条項	備 考
					事業の内容を問わない。 ・・・ ・・。 2・・・ ・・・。						
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(廃止)				・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	— 地方公共団体又は新エネルギー・産業技術総合開発機構が臨時石炭鉱害復旧法によって行う客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備（第6号の2）	同上	同上	同上
		— ・・・・ ・・・・	・・	・・	1・・・ ・・・ 2・・・ ・・・			— ・・・・ ・・・・	・・	・・	1・・・ ・・・ 2・・・ ・・・

		— 港湾法による 港湾施設又は漁 港漁場整備法に よる漁港施設（ 第10号）	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・				
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— 港湾法による 港湾施設又は漁 港法による漁港 施設（第10号）	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		— ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・				
		<u>1902</u> ② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・					
		②① ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	離島と は、・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ ・ (2) 沖縄振 興特別措 置法第3 条第3号 ((定義)) に規定す				
		②① ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	離島と は、・ ・ ・ ・ ・ (1) ・ ・ ・ ・ ・ ・ (2) 沖縄振 興開発特 別措置法 第2条第 2項((定 義))に規				

改 正 後						改 正 前							
区 分			内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分			内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
						る 離 島 (3) (4)							定する離島 (3) (4)
		㉔ 次に掲げるもののための施設 (第21号の一部) (イ) (ロ) (ハ) (二) 国又は地方公共団体の設置に係る看護 師養成所及び 准看護師養成 所	. .	. .	. .				㉔ 次に掲げるもののための施設 (第21号の一部) (イ) (ロ) (ハ) (二) 国又は地方公共団体の設置に係る看護 師養成所及び 准看護婦養成 所	. .	. .	. .	
		㉕ 地方公共団体の設置に係ると 畜場法（昭和28年法律第114号） によると畜場又	. .	. .	. .				㉕ 地方公共団体の設置に係ると 畜場法によると 畜場又はへい獣 処理場等に関す	. .	. .	. .	

改 正 後					改 正 前				
別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、平成 6 年 1 月 1 日から平成 15年12月31日まで の間に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・ (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、平成 6 年 1 月 1 日から平成 12年12月31日まで の間に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・ (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
③② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、平成 6 年 1 月 1 日から平成 15年12月31日まで の間に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	③② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、平成 6 年 1 月 1 日から平成 12年12月31日まで の間に、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
③③ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、平成 6 年	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		③③ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、平成 6 年	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	

1月1日から平成 15年12月31日までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・					1月1日から平成 12年12月31日までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・				
②② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D 店舗型電話異 性紹介営業(3)が同法第31条 の13第1項((店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等))の規定若しくは同項において準用する同法第28条第2項の規定に基づく条例の規定の施行若しくは適用の際同法31条の13第1項におい	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 3 「店舗 型電話異 性紹介営 業」とは、 風俗営業 等の規制 及び業務 の適正化 等に関する法律第 31条の13 第1項に 規定する 店舗型電 話異性紹 介営業を いい、風 俗営業等	②② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・ ・

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
<u>て準用する同法</u> <u>第28条第1項の</u> <u>規定若しくは当</u> <u>該条例の規定に</u> <u>適合しない場合</u> <u>の当該店舗型電</u> <u>話異性紹介営業</u> <u>の営業所の用に</u> <u>供されている建</u> <u>築物又は構築物</u> <u>E</u> (ハ) . . . (<u>4</u>) (ニ) (ホ) . . . (<u>5</u>) . . . (<u>6</u>) . . . (ハ) . . . (<u>7</u>) . . . (<u>8</u>) . . .				<u>の規制及</u> <u>び業務の</u> <u>適正化等</u> <u>に関する</u> <u>法律の一</u> <u>部を改正</u> <u>する法律</u> <u>(平成13</u> <u>年法律第</u> <u>52号)附</u> <u>則第2条</u> <u>第2項((店</u> <u>舗型電話</u> <u>異性紹介</u> <u>営業等の</u> <u>届出に関</u> <u>する経過</u> <u>措置))の規</u> <u>定の適用</u> <u>に係るも</u> <u>のを含む。</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> . . .	<u>D</u> (ハ) . . . (<u>3</u>) (ニ) (ホ) . . . (<u>4</u>) . . . (<u>5</u>) . . . (ハ) . . . (<u>6</u>) . . . (<u>7</u>) . . .				3 4 5 6 . . .

				・ ・ ・ 8 ・ ・ ・ ・ ・ ・					・ ・ ・ 7 ・ ・ ・ ・ ・ ・
②③ 土地等につきマンション建替法第2条第4号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第75条((補償金))の規定による補償金（当該個人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第56条第1項((権利変換を希望しない旨の申出等))の申出をしたと認められる場合(※)における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき又は当該土地等が同法第15条第1項((区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求))若しくは第64条第1	(イ) 当該土地等に係る権利変換によりマンション建替法第75条の規定による補償金を当該個人がやむを得ない事情により同法第56条第1項の申出をしたと認められる場合における当該申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求により買い取ったものである旨を証する書類 (ロ) 次に掲げる場合のいずれかに該当する旨及びその該当することにつきマンション建替事業の施行者がその該当することにつきマンション建替法第37条第1項又は第53条第1項の	マンション建替事業の施行者 マンション建替事業の施行者	措置法34条の2第2項23号措置法規則17条の2第1項28号	※「やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合」及び「やむを得ない事情があったと認められる場合」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合で、措置法34条の2第2項第23号のマンション建替事業の施行者がその該当することにつきマ ンション	(新設)				

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
<u>項((権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかった組合員に対する売渡し請求等))の請求(当該個人にやむを得ない事情があったと認められる場合(※)にされたものに限る。)により買い取られたとき。</u>	<u>審査委員の過半数の確認があった旨を証する書類</u> <u>A マンション建替法第56条第1項の申出をした者又は同法第15条第1項若しくは第64条第1項の請求をされた者(以下「申出人等」という。)</u> <u>の有する同法に規定する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号の二までの地域地区による用途の制限につき建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けるものである場合</u> <u>B Aの施行マンションにおいて住居を有し若し</u>			<u>建替法第37条第1項又は第53条第1項の審査委員の過半数の確認を得た場合とする。</u> <u>(1) 申出人等の有する同法第2条第6号に規定する施行マンションが都市計画法第8条第1項第1号から第2号までの</u>					

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
				<u>齢又は</u> <u>身体上</u> <u>の障害</u> <u>のため</u> <u>マンシ</u> <u>ョン建</u> <u>替法第</u> <u>2条第</u> <u>7号に</u> <u>規定す</u> <u>る施行</u> <u>再建マ</u> <u>ンショ</u> <u>ンにお</u> <u>いて生</u> <u>活する</u> <u>こと又</u> <u>は事業</u> <u>を営む</u> <u>ことが</u> <u>困難と</u> <u>なる場</u> <u>合</u>					
<u>24</u>	 (1) 		措置法34 条の2 2項 <u>24号</u> 措置法規	 (1) . .	<u>23</u>	 (1) 		措置法34 条の2 2項 <u>23号</u> 措置法規	 (I) . .

	．．． (ロ) ．．．．． A 当該土地が措置法令第22条の8 <u>第33項</u> 各号に掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において．．． B ．．．．．	．．． 則17条の2 1項 <u>29号</u> ．．．	(2) ．． ．．．	
<u>25</u> ．．．．． ．．．．．	(イ) ．．．．． ．．．．． ．．．．． ．．． (ロ) ．．．．． ．．．．． ．．．．．	．．． ．． ．．．	措置法34条の2 2項 <u>25号</u> 措置法規則17条の2 1項 <u>30号</u>	
<u>26</u> ．．．．． ．．．．．	(イ) ．．．．． ．．．．． ．．．．． ．．． (ロ) ．．．．． ．．．．． ．．．．．	．．． ．．．	措置法34条の2 2項 <u>26号</u> 措置法規則17条の2 1項 <u>31号</u>	．．． ．．．． ．．．
	．．． (ロ) ．．．．． A 当該土地が措置法令第22条の8 <u>第31項</u> 各号に掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において．．． B ．．．．．	．．． 則17条の2 1項 <u>28号</u> ．．．	(2) ．． ．．．	
<u>24</u> ．．．．． ．．．．．	(イ) ．．．．． ．．．．． ．．．．． ．．． (ロ) ．．．．． ．．．．． ．．．．．	．．． ．． ．．．	措置法34条の2 2項 <u>24号</u> 措置法規則17条の2 1項 <u>29号</u>	
<u>25</u> ．．．．． ．．．．．	(イ) ．．．．． ．．．．． ．．．．． ．．． (ロ) ．．．．． ．．．．． ．．．．．	．．． ．．．	措置法34条の2 2項 <u>25号</u> 措置法規則17条の2 1項 <u>30号</u>	．．． ．．．． ．．．

改 正 後					改 正 前				
別表 5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(廃 止)					— 沖縄振興開発特別措置法第11条第1項((工業等開発地区の指定))の規定により工業等開発地区として指定された地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合	(イ) 当該土地等の所在地が工業等開発地区として指定された地区内である旨証する書類 (ロ) 工場用地等の用に供するために当該土地等を買収したものである旨を証する書類	当該土地等の所在地を管轄する市町村長 当該土地等の買取りをする者	措置法34の3 2項 7号 措置法規則18条 4項11号	
—		. . .	措置法34の3 2項 7号 措置法規則18条 4項11号		—		. . .	措置法34の3 2項 8号 措置法規則18条 4項12号	
—		. . .	措置法34の3 2項 8号 措置法規則18条 4項12号	. . . ・、措置法第34条の3 第2項第 8号のあつせ	—		. . .	措置法34の3 2項 9号 措置法規則18条 4項13号	. . . ・、措置法第34条の3 第2項第 9号のあつせ

				んに係る 山林が、 ．．．．					んに係る 山林が、 ．．．．
—	．．．．．	．．．．．	．．．	措置法34 の3 2 項9号 措置法規 則18条4 項13号		—	．．．．．	．．．	措置法34 の3 2 項10号 措置法規 則18条4 項14号
—	．．．．．	．．．．．	．．．	措置法34 の3 2 項10号 措置法規 則18条4 項14号		—	．．．．． (1) ．．．．． (ロ) ．．．．． A ．．．．． B ．．．．．	．．． ．．．	措置法34 の3 2 項11号 措置法規 則18条4 項15号